

あさみどりの会 平成30年度事業計画

1. あさみどりの会の基本理念

心身に障害のある人とのかかわりを通して、ボランティアの心を育み、すべての人々が共に良い人生を送れる社会づくりを行う。

2. 活動指針

①ボランティアの心を基調として活動する

法人設立の原点であるボランティア活動を事業の根幹として位置づけ、信頼関係に基づく人と人との関わりを最も大切に、共生共存の社会づくりを行う。

②福祉運動のパイオニアとして活動する

障害のある人にもない人にも真の人間福祉を実現するために、人間探求の研究・研修を深め、人間援助の理論・方法を開発すると共に、福祉の心を広げるための社会啓発を行う。

③支援の基本姿勢は利用者本位で行う

支援者は人間の尊厳を基調として、利用者の心に聞きながら、愛と自由と安心の暮らしを実現できるよう支援する。

④事業は開放的に運営する

事業・財務・人事等の情報を常に開示し、利用者・職員・市民の主体的参加のもとに、公正・公平な事業運営を行う。

⑤障害者の地域生活を目標に支援を行う

早期発見・早期療育による発達支援を基本とし、どの人も成人したら地域でふつうに暮らせることを目標に、幼児期・学齢期から成人期へと、各ライフステージに応じて一貫した支援を行う。

⑥障害児・者の家族と共に活動する

障害児・者の安心と心の豊かさを支える最大の資源である家族の心の回復と養育力の育成を行い、子どもの未来を拓くための相互扶助体制づくりに共に取り組む。

⑦施設は地域福祉の拠点として機能する

施設は障害児・者の発達支援・自立支援を行うと共に、その地域生活や社会活動を支援し、行政等他の機関と連携して地域のさまざまなニーズに対応する福祉の拠点として機能する。

3. 運営方針

(1) あさみどりの会の基本理念に基づく社会啓発を行う

障害のある人もない人も共に良い人生を送れる社会づくりのために、機関誌「療育援助」の刊行、各種講演会、研修会、イベント、ホームページなどで社会に発信していくと共に、ボランティアの育成、施設の地域開放などにより社会との交流を深める。

(2) 幼児期から成人期までライフサイクルに応じた一貫した支援を行う

心身に障害のある人が人間として幸せな生涯を全うできるようにするために、当法人が長年にわたって培ってきた理念のもと、幼児期から成人期まで一人ひとりのライフサイクルに応じた一貫した支援を家族と事業所（支援者）が一体となって共に取り組むとともに家族のグループ育成を行い家族同志の互助機能を高め、公的支援のみでは支えきれ

ない部分も補う総合的支援を充実させ、真の人間福祉の実現をはかる。

(3) 親亡き後の支援体制づくり

当法人の成人のサービス利用者の親の高齢化が進み、親亡き後のわが子の先行きに不安を抱えている親も多い。そこで親同士の互助機能の強化とそれを支援する体制を整えるとともに、特定非営利活動法人「蒼の会」と連携して成年後見の充実を図る。

(4) グループホームの充実

障害のある人の生活の場の一つとして、利用者が安心して暮らし、家族も安心して託すことのできるよう、グループホームを当法人の中心的事業としてさらに充実させていくことが必要である。そのためには利用者にとって質の高い生活が保障されるとともに、支援者にとって働きがいのある楽しい職場にしていくために、最大限の配慮をしていかなければならない。

(5) 職員の資質の向上をはかる

各事業所における日々の実践を通して、職員一人ひとりの知識・技術の向上を図り、事業に係る個別支援の会議・計画・記録等を着実に実施する。法人内の各種研修の充実を図る。法人内各事業所間の経験交流や対外研修も含め、テーマをもって職員が主体的に研究・研修に取り組むことを奨励し費用の一部助成も行う。

(6) 事業経営の安定をはかる

障害児・者福祉制度の動きはめまぐるしく、事業経営にどう影響するかは不透明であるが、障害児・者福祉のパイオニアとしての自覚をもって、法人・事業所の役職員はもとより、関係者全員が制度の動向に柔軟に対応し、協力して経営の安定をはかることが必要である。

4. 組織強化

社会福祉法の改正により理事会及び評議員会の位置づけと役割が変わり、法人はより自律的経営体制「の」確立が求められ、法人としての地域における公益的な取組と各事業所間の密接な連携と助け合いがますます必要となってきた。そこで、法人本部機能の充実とともに、各会議・部会・委員会等の充実、情報伝達の徹底等、円滑な法人経営を行うための組織強化をはかる。

- (1) **理事会**…法人の業務執行に関する意志決定機関として中長期計画、各年度の事業計画・予算の策定、業務執行の決定、理事の職務執行における監督、理事長。業務執行理事の選定解職など法人運営の執行責任を負う。
- (2) **評議員会**…理事・監事の選任及び解任、貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認、定款の変更及び財産の処分等の法人運営に関するルールや体制の決定と事務的な監督を行う。
- (3) **施設長会**…理事会・評議員会の議決・承認事項に基づき、各事業の実施について協議を行う。あわせて施設・事業所間の連携について協議・確認を行う。
- (4) **施設長・主任会**…理事会・評議員会・施設長会における決定事項の具体的な実施方法について協議し、その結果を全職員に周知をはかる。また、各施設・事業所職員の意見を集約し、協議の場に反映するよう努める。
- (5) **職種別部会**…同一職種の法人内における横断的な情報共有・協議・活動の場とする。
 - ① **支援スタッフ部会**…各施設・事業所の直接処遇職員によって構成する。障害児・者の発達支援・自立支援にかかる情報・知識・技術を共有できるよう努める。具体的には各

「委員会」での活動を主体とする。

- ②**共同生活事業所スタッフ部会**……グループホームスタッフによって構成する。法人全体のグループホーム利用者の生活の質を高めるために、各事業所間および各ホーム間の連絡を密にし、必要な情報・知識・技術を共有できるよう努める。毎月1回ホーム担当者会議を開催する。
 - ③**居宅介護・相談支援スタッフ部会**……居宅介護事業・相談支援事業等に関係するスタッフにより構成する。事業の展開に必要な情報・知識・技術を共有できるよう努める。
 - ④**事務担当者部会**……事務の効率化、法人本部機能の強化等について具体的なプランの作成を行い、法人および各事業所において円滑な事務処理ができるよう努める。
 - ⑤**給食担当者部会**……各施設の給食担当者により構成する。児童期における偏食改善や食育への取り組み、成人期における豊かな食環境の提供等法人全体で食事の提供に関する様々なニーズが高まっている。そのために必要な情報・知識・技術を共有できるよう努める。
- (6) **委員会**…当法人本来の中核事業である社会啓発活動を推進すると共に、職員の資質の向上を図る。

①ボランティア活動委員会

ボランティアの育成と協働を目的とし、次の各事業を企画運営する。

ボランティアスクール・ボランティアフェスティバル・なないろコンサート・ボランティアサークル連絡協議会等。

その他ボランティア関係団体との連携、連絡調整を行う。

②療育研究活動委員会

法人の研究活動（調査研究・実践研究・学齢児支援など）の企画・実施。実践、事例発表。

法人主催の対外研修（療育関係者の資質向上を図るフォーラム・ワークショップ・心身障害問題を考えるつどい）及び法人職員研修（全体研修会、初級職員研修、4年目研修、自主権週。インシデントプロセス研修）の企画運営を行う。

③広報委員会

法人全体の情報の発信を行う。

ホームページ管理・運営（各事業所HP）。「療育援助」（対外）の企画、編集発行。

「ラポールあさみどり」（法院内）の編集発行。

5. 中期事業計画

①さわらび園

〈施設整備計画〉

- * 体制及び療育内容の充実を図りながら、各事業運営の安定化に努める。
- * 相談支援及び訪問支援などアウトリーチの支援（地域支援）の展開を進めていくと共に、各関係機関及び地域資源（保育園、児童発達支援事業所、学校等）とのネットワークを構築する。
- * 幼児期から学齢期に至るシームレスな支援体制の強化を図るため、学齢児支援の内容を充実させ、保護者への相談、カウンセリングの継続とともに、高学年における本人への意思決定支援に取り組んでいく。
- * 母親の会及び父親の会とn連携を深め、家族支援の更なる充実をはかっていく。

②わらび福祉園

〈施設事業計画〉

- *利用者それぞれの障害特性や介護・医療に対しての、スタッフの知識・支援技術のスキルアップ。
- *地域との結びつきを強化し、地域事情にあったサービスの開拓。
- *防災対策の強化。
- *日中活動利用者一人ひとりの状態にあった活動の開拓。
- *共同生活援助事業所の安定した365日営業に向けての地域連携活動として、支援者養成講座や交流会の主催。

〈施設整備計画〉

1) グループホーム整備

スプリンクラーの整備（H30年度中に完了）、第1ホームの改修、だ2ホーム外壁・屋根改修。

③べにしだの家

〈施設事業計画〉

- *利用者の障害特性、重度化、高齢化にかかわる研修と資格取得の推進。
- *ホームの365日支援と体験利用に向けた体制づくりの検討。
- *地域生活が叶っていない利用者への移行プラン及び空床の補充の再検討
- *居住空間及び各作業室の環境の再整備に向けた検討。
- *利用者の状況に応じた支援体制の検討。
- *医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進。
- *植物栽培装置「おあしすくん」の有効活用。
- *食事提供のあり方の検討。

〈施設整備計画〉

1) 施設整備

本体内装の化粧直し、屋内配管の点検、医務室の拡張、生活棟の改修。

2) グループホームの整備

こがもホームの改修

④れいんぼうワークス

〈施設事業計画〉

- *事例検討、外部研修などを通して障害特性に応じた個別支援等の職員のスキルアップをはかる
- *医療機関、介護事業所、他福祉サービス事業所等他機関との連携推進。
- *農作業を軸に周辺地域との連携に努め、販路拡大も目指す。

〈施設整備計画〉

1) クリーニング設備の整備（水洗機の買い替え等）。

2) グループホームの整備

*虹の家Ⅰのスプリンクラーの整備Ⅴ（H30年度完了予定）。

*虹の家及び虹の家Ⅱの改修。

6. 平成30年度事業の概要

(1) 社会福祉事業

□社会福祉法第2条第2項に定める第一種社会福祉事業および類似事業

障害者支援施設「べにしだの家(施設入所支援定員30人)名古屋市中村区鴨付町」の経営

□社会福祉法第2条第3項に定める第二種社会福祉事業及び類似事業

ア. 障害児通所支援事業

「さわらび園(定員40人)名古屋市中村区新池町」の経営

(児童発達支援事業30人・保育所等訪問支援事業)

イ. 障害福祉サービス事業

①「わらび福祉園(定員42人)みよし市三好町」の経営

(生活介護事業32人・就労継続支援B型10人)

②「べにしだの家(生活介護事業定員70人)名古屋市中村区鴨付町」の経営

主たる事業所(べにしだの家) 中村区鴨付町

従たる事業所(茶房遊・第3作業室) 中村区小鴨町

(あらい作業室) 中村区荒輪井町

(あらくさ作業室) 千種区神田町

③「れいんぼうワークス(生活介護事業定員20人)愛西市西條町」の経営

ウ. 共同生活援助事業(グループホーム)18ヶ所(定員102人)を3事業所により経営。

①わらび共同生活援助事業所「わらび第1ホーム・わらび第2ホーム・わらび第3ホーム・笑の家・風の家1・風の家II」(みよし市、定員28人)

②べにしだ共同生活援助事業所「ながおさホーム・あらいの家・こがもホーム・ゆうゆう・いなばじホーム・あらくさの家・神田ホーム」(名古屋市中村区・千種区、定員44人)

③れいんぼう共同生活援助事業所「虹の家・虹の家II・虹の家III・虹の家IV・虹の家V」(愛西市西條町、定員30人)

エ. 知的障害児・者短期入所事業(べにしだの家)の経営

オ. 居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業(ヘルパーステーション笑の家)

カ. 日中一時支援事業(べにしだの家・わらび福祉園・れいんぼうワークス)

キ. 移動支援事業(ヘルパーステーション笑の家)

ク. 相談支援事業(わらび福祉園・べにしだの家・さわらび園)

(2) 公益を目的とする事業

ア. 療育援助事業

既存の諸制度の網の目からもれた部分等で、援助を必要とする障害児(者)および家族・団体への援助を行い、家庭療育・地域療育の促進をはかる。

①療育相談(一般児童相談を含む、要予約)

②在宅心身障害児の家庭療育援助および各地療育グループの援助

③母親研修会(心身障害についての基礎学習、年10回)

④ワークショップ(心理カウンセリングの基本を知る)

⑤障がいのある方の生活を支える支援者養成講座(9月・12月)

⑥その他ボランティア派遣

イ. ボランティア育成事業

社会人の生涯学習の場として、生きがいを求め、人の役に立ちたいという人々のニーズ

に応え、社会活動参加への基礎的・専門的学習の機会を設け、実践活動への方向づけを行う。

- ①なないろコンサートの開催 12月8日(土) 会場未定
- ②あさみどりボランティアサークル連絡協議会の開催 4月28日(土)
- ③ボランティア・スクール 10月17日～11月24日 5講座
- ②ボランティアグループの育成
- ③ボランティアフェスティバルの開催 11月29日(土)
- ④ボランティアグループの育成

ウ. 地域啓発事業

心身障害問題をはじめ、福祉活動に地域住民が直接参加し、また学ぶ機会を持つことにより、コミュニティ・ケアの担い手となる人々の輪が広がっていくよう働きかけていく。

①機関誌『療育援助』の発行(月1回)

②心身障害問題を考える集い 6月30日(土) ウィンクあいち

テーマ：日本がこれから向かう社会とは

講演：「子どもたちに残したい未来について」

講師：湯浅 誠 氏 (法政大学教授・社会活動家)

対談：「子どもたちの未来に向けて、私たちにできること」

湯浅 誠 氏

松下直弘 氏 (社会福祉法人岩崎学園理事長)

③フォーラムあさみどり 5月20日(日) 中日パレス

テーマ：「創る喜びはみんなとともに

～芸術には人の心を動かす力がある～」

講師：神谷順子 氏 (NPO法人ふいーる工房理事長)

中野則江 氏 (さわらび園主任・学齡児支援担当)

代表質問 各父親の会代表「」

④さわらび祭(2月11日)

⑤各施設の地域開放

⑤しんいけ子どもクラブ(年間10回)

⑦各事業所の地域事業

れいんぼう祭(5月27日)、しんいけ盆おどり(7月21日)、

さわらび運動会(10月7日)、わらび秋まつり(10月13日)

べにしだ祭(11月3日)、あらくさパンバザー(年間10回)

エ. 野外活動事業

あさみどりの会の実践活動は、昭和36年の親と子のサマースクールから始まった。人間と自然とのふれあい、合宿による人間同志のふれあいを通して真の人間性の回復をはかる。

①あさみどりの会研修所「郡上山の家」の運営(4月山の家準備・10月山の家片付け)

②わらび福祉園山の家合宿(5月～6月/1泊2日/4回)

③べにしだの家山の家合宿(オプション企画として実施/時期未定)

- ④れいんぼうワークス山の家合宿（6月～7月／2泊3日／3回）
- ⑤新池子どもクラブ・サマーキャンプ（7月26日～7月29日／3泊4日）
- ⑥療育グループ親子療育キャンプ（8月2日～5日／3泊4日）
- ⑦さわらび園親子療育キャンプ（8月16日～19日・8月23日～26日／3泊4日）
- ⑨学童合宿（7月14日～16日／小学生2泊3日 9月14日～17日／中学生3泊4日）

オ. 家族の支援活動

- ◎障害をもった子どもの生涯の幸せを願って、計画的に活動する保護者のグループを支援する。フォーラムあさみどりの前に行われる、後援会役員会にて各グループの情報交換を行う。
- ◎各成人事業所ごとに年2回「きょうだいの会」を開催する。定期的に会報を発行する。
- ◎保護者グループ名（平成30年4月現在）
 - 【父親のグループ】 あらくさの会、かわせみの会、虹の会、あしたばの会、フォルテクラブヤジオ、かたつむりの会、わらび自立生活を援助する会、べにしだの家自立をすすめる会
 - 【母親のグループ】 みどりの会、四季の会、わらの会、樹の会、すばるの会、もえぎの会、ウイングの会、あゆみの会、こもれびの会、あんずの会、東風の会、凧の会、母親の会リズム、宙（そら）の会、こだまの会、JOY!!、コパン

(3) 職員研修

- ①**法人職員全体研修** 4月7日（土）・9月8日（土）の2回開催、法人の理念及び運営方針等について職員の共通認識を図り、講演、実践発表を含めた全体研修会を実施する。
- ②**法人が主催または後援する啓発事業参加** 「心身障害問題を考える集い」「フォーラムあさみどり」等は、職員研修の一環として位置づけ、職員の参加を勧める。
- ③**初級職員研修** 7月7日（土） 新規採用職員～3年目職員を対象。職員としての心構え、交流等を目的に行う。
- ④**4年目研修** 職歴4年目を対象。他施設体験実習。
- ⑤**階層別（中級・上級）研修** 職歴に応じた。
- ⑥**インシデントプロセス研修** 年10回（8月・2月をのぞく）第1水曜日18：30～ 各施設の中堅職員を中心に選抜し、豊田西病院の精神科医小野宏氏を講師として、ケースを提示しインシデントプロセス法について学習する。
- ⑦**自主研修** 常勤全職員を対象。基本は他施設実習。企画書の提出によって選出。
- ⑧**各施設における研修活動** 各施設の実情に合わせて、事例研究会・現場研修等を実施する。
- ⑨**外部研修への参加** 知的障害者福祉協会・愛知県社会福祉協議会・社会就労センター協議会などが主催する研究大会・研修会などへ職員を派遣する。
- ⑩**社会福祉士・介護福祉士等の資格取得の奨励** 職員が職務に関連する資格を取得することを奨励し支援する。

7. 法人役職員

理事会	理事長	後藤秀爾
	専務理（事業務執行理事）	島崎徹也 追分伸夫
評議員会	理事	椿 泰廣 鳶村善照 島田修三
	監事	小林博義 菅沢 豊
評議員会	評議員	鵜飼信孝 青山達雄 浅井 勉 森 弘典
		綱木みどり 坪内勝彦 野々山 郁 手嶋雅史
法人職員	事務局員	島崎徹也（事務局長） 池田陽子 坂野千代子 丹下 靖（共同生活事業所総合管理責任者）
	顧問税理士（囑託）	村上正城

*顧問 島崎春樹 相談役 高濱 潔

法人本部 名古屋市千種区新池町1-18-2
TEL 052-782-2233 FAX 782-3513
E-mail asamidori@asamidori.jp